

議案第50号

つくば市障害者センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年6月13日

つくば市長 市原 健一

つくば市障害者センター条例の一部を改正する条例

つくば市障害者センター条例（平成2年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス（以下「児童デイサービス」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）を行う事業（つくば市障害者センター茎崎に限る。）

第7条第1項中「及び第2号」を「から第3号まで」に、「児童デイサービス」を「児童発達支援及び放課後等デイサービス」に改め、同条第2項第1号中「第4条第1号」の次に「及び第2号」を加え、「障害者自立支援法第29条第3項」を「児童

福祉法第21条の5の3第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2号」を「第4条第3号」に改め、同条第3項各号列記以外の部分及び第3号中「第4条第2号」を「第4条第3号」に改める。

附則第3項各号列記以外の部分中「第4条第2号」を「第4条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。